

契約番号	2311002	
入札方法	入札書の持参による。	
工事件名	令和5年度市営矢向第二住宅給水設備改修工事	
施工場所	横浜市鶴見区矢向4丁目32番11号	
工事概要	<p>&lt;規模&gt; 建物:全1棟 60戸 鉄筋コンクリート造 6階建</p> <p>&lt;竣工年度&gt; 1996年</p> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>給水方式を受水槽給水方式から直結増圧給水方式に変更します。 給水本管取り出し以降の第二バルブから、新規増圧ポンプまでを更新し、各戸メーター周囲の更新を行います。また、不要となる既設の受水槽・給水ポンプを撤去します。</p>	
工期	契約締結後より2024年3月31日	
予定価格	開札後に公表	
最低制限価格	開札後に公表	
入札参加資格	登録工種	横浜市入札有資格者名簿の 管
	格付等級	B
	登録細目	横浜市入札有資格者名簿の 管:給排水衛生設備工事
	所在地区分	横浜市入札有資格者名簿: 市内
	技術者	<p>当該工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。</p> <p>当該技術者は入札日において、</p> <p>(1)直接かつ恒常的な雇用関係にある者</p> <p>(2)当該雇用期間が3ヶ月間経過している者</p> <p>(3)専任配置を要する他の工事の技術者として従事していない者でなければならない</p>
提出書類	<p>(1)技術者選任通知書</p> <p>(2)(1)に記載した資格を証明する書類 (建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等)</p> <p>(3)配置する技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し)</p> <p>(4)工事費内訳書</p> <p>(5)本件工事と同工種の請負実績額を証明する書類</p> <p>(6)横浜市指定給水装置工事業業者指定証の写し</p>	
設計図書入手方法 申込期限	<p>電子図渡しを行います。横浜市住宅供給公社ホームページより申込を受け付けます。 <a href="https://www.yokohama-kousya.or.jp/offer/">https://www.yokohama-kousya.or.jp/offer/</a></p> <p>なお、迷惑メールの対策などを行っている場合、メールが受信できない場合がございます。 「sekkei-tosyo@yokohama-kousya.jp」を受信できるよう設定してください。</p> <p>2023年5月12日(金) 17時00分</p> <p>※申込期限を過ぎると、設計図書を入手できなくなりますのでご注意ください。</p>	
質疑締切日時	<p>①質疑受付</p> <p>2023年5月16日(火) 16時00分</p> <p>質疑書に記載のうえ、次のメールアドレスにお送りください。 sekkei-tosyo@yokohama-kousya.jp</p> <p>※受付日時までに送付がない場合は「質疑なし」とします。</p> <p>②質疑回答</p> <p>2023年5月19日(金)</p> <p>公社ホームページ及び総務部経営企画課掲示板に掲出します。 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル7階</p>	
入札及び開札日時	2023年5月30日(火) 10時15分	
入札及び開札場所	横浜市神奈川区栄町8番地1 横浜市住宅供給公社 7階 会議室	
支払条件等	前払金	する。
	部分払い	しない。
	契約保証	要求する。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事		該当しない。

<p>注意事項</p>	<p>(1) 入札にあたっては、当該工事について公社が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。</p> <p>(2) 開札日において、横浜市の入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の6割に満たない者、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の8割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない。</p> <p>(3) 工事の入札における最低制限価格については、横浜市に準じることとする。ただし、第1回目の入札執行後落札候補者が不在ときにおいても、ランダム係数の再設定は行わない。</p> <p>(4) 工事着手時には、工事請負契約約款に記載された提出書類のほかに、第三者賠償責任保険の写しを提出すること。</p> <p>(5) 上記「提出書類」を提出後、基本協定書を締結します。その後、増圧給水ポンプユニットの納品見込みが判明次第、工事請負契約を締結するものとし、改めて提出書類の(1)から(3)をご提出いただきます。</p> <p>その際、当該技術者は、工事請負契約日において、①直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、②当該雇用期間が3ヶ月間経過しており③専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならないこととします。</p>
<p>契約担当課</p>	<p>総務部 経営企画課</p>
<p>電話 045(451)7720</p>	